

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所１号館２階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和７年７月教育委員会会議：定例会

期 日 令和７年７月１６日（水） 開会 午後３時００分
閉会 午後３時４０分

会 場 １号館３階会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 柴内 靖 委員
清水 弥生 委員

傍 聴 者 ２名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	松丸 晴久	教育部参事(指導課長事務取扱)	山本 健太
	教育総務課長	宮崎由美子	教育センター所長	塚越 薫
	社会教育課長	舎人 樹央	教育総務課主幹	新川 ゆか
	教育総務課主幹(教育施策推進室長事務取扱)	藤崎 裕之	教育総務課企画財務班長	伊藤 浩司
事 務 局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	小高 純

〈 会議概要 〉

１ 教育長開会宣言

２ 報告事項

① 教育長より３件報告

諸般の報告３点を申し上げる。６月２７日開催の教頭会議について、７月２日開催の令和７年度第２回教科用図書印旛採択地区協議会について、７月１１日開催の令和７年度第２回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会についてである。

まず、６月２７日開催の教頭会議では、３点について話した。１点目は、校長の描くビジョン、基準はふだんから職員や組織内に浸透させてほしいということ。そうすることによって、様々な教育活動の目指す方向性が学校教育目標の価値観に近づき、職員が不満を抱いたり無駄な提案をしたりすることなく、学校運営がスムーズに進むようになると思うからである。

2点目は、課題解決に向けたチームづくりについて。副校長、教頭先生方に取り組んでほしいコミュニケーションの図り方について3つ話した。1つ目は、副校長、教頭自身が教職員に対して報・連・相をしっかりしているかということ。自己点検することから始め、職員に範を示してほしいということである。他の先生方が報・連・相しやすい環境整備に意識を向けているかということについて振り返ってほしい。

2つ目は、伝わり方にはレベルがあるが、言葉が響けば人は自然と動き出すと考えることから、「人を動かす」から「人が動く」という関わりや言葉かけを大切にしてほしいということ。そのためには、管理職自身が考えを深め、自分の考えに確固たる自信を持つことで本気度や使命感、必死さ、切実さが伝わる重みのある言葉を発することができるようになる、このような話をした。

3つ目は、プラスの言葉で前向きにということをお願いした。プラスの言葉は、言われた相手だけでなく、その言葉を発した自分自身にもプラスのエネルギーをもたらす。誰かにありがとうと言えば、人からありがとうと言われたときと同じ効果を自分が受け取ることができる、このようなことを伝えた。

大きな2点目として、7月2日に八街市総合保健福祉センターで開催された令和7年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会について。今年度は、学校教育法附則第9条図書の選定が行われ、印旛地区9市町の代表者や校長、教頭、教諭、保護者代表者等と共に、子どもたちにとって最もふさわしい教科用図書となることに留意して、柴内委員と共に協議会に参加した。

3つ目は、7月11日にホテルウェルコ成田で開催された令和7年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会教育長会議について。定例常任委員会では、市町負担金納入、関係機関負担金の支出や千葉県市町村教育委員会連絡協議会への要望書提出について報告があった。また、印教連研究視察や教育功労者表彰について協議した。また、教育長会議では、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長、志村修一様を講師にお迎えし、「千葉県教育の課題と今後の対応」について講話をいただいた。

② 令和7年6月市議会定例会について【教育総務課長】

令和7年6月市議会定例会について報告をする。

資料1ページ。令和7年6月定例会佐倉市議会議決結果一覧。6月市議会定例会は、6月2日月曜日から6月23日月曜日までの22日間を会期として行われた。初めに、教育委員会に関連する議案及び請願について報告する。議案については、議案第1号、議案第6号の2議案で、賛成多数により原案のとおり可決された。

続いて、資料の2ページ。教育委員会に関連する事項だが、発議案第1号及び第2号については、いずれも原案のとおり可決されている。

次に、請願第12号及び第13号については、採択された。

続いて、一般質問について。答弁記録の表紙の次、1ページ。教育委員会関係の質問については、10名の議員からあった。質問及び答弁の概要につい

ては、11 ページから 27 ページまでとなっている。主な内容としては、学校給食に関すること、小中学校の教育環境及び安全対策に関すること、夢咲くら館に関することなど多岐にわたる質問があった。

③ 臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について【社会教育課長】

臼井公民館の臨時休館について説明する。

臼井公民館では、8 月 9 日及び 16 日の予備日を含め、全館停電を行う発電機及び自家用電気工作物の点検を予定している。当日は、停電のため通信設備、空調設備、各種システムが稼働せず、十分な窓口サービスを提供できないことから、市民音楽ホール、図書室も併せて臨時休館とする。

また、9 月 15 日は建築基準法第 12 条に基づく点検を予定している。この点検については、防火シャッターの開閉等があり、利用者の安全確保が困難であるため、同様に臨時休館とする。なお、点検の実施に当たっては、併設の出張所の休みの日を選んで調整している。

市民への周知については、ホームページや館内掲示などを行いたいと考えている。

④ いじめの状況について【指導課長】

小中学校のいじめの状況について、6 月末日までの報告をする。

初めに、認知件数だが、小学校が 281 件、中学校が 151 件の合わせて 432 件の報告を受けている。6 月に新たに認知された件数は、小学校 68 件、中学校 26 件の合計 94 件。なお、5 月に報告されたいじめ認知の案件について、その後対象児童生徒が体調不良を理由に学校を欠席したことで、6 月に入り、いじめの重大事態と認定し、教育委員会主体で調査を開始した。今後、学校に対し、いじめの早期発見、即日対応を周知徹底するとともに、これから開催されるいじめ防止こどもサミットで児童生徒自身にいじめ防止を考える機会を設定するなど、引き続きいじめ防止に努めていく。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

感染症について、6 月 14 日から 7 月 11 日までの報告をする。マイコプラズマ感染症 22 名、流行性角結膜炎 17 名、新型コロナウイルス感染症 8 名、百日ぜき 4 名、流行性耳下腺炎 3 名、水ぼうそう 2 名、インフルエンザと感染性胃腸炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑が各 1 名、以上全疾患の合計で 60 名の報告があった。本期間中、小学校 2 学級、中学校 1 学級、計 3 学級で学級閉鎖があった。閉鎖の理由は、風邪症状による欠席者の増加だが、閉鎖中にマイコプラズマ感染症と診断される児童生徒が多くいた。インフルエンザのようにすぐに診断がつかず、潜伏期間が比較的長いため、引き続き流行の状況について注視していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。

新型コロナウイルス感染症だが、第 28 週、7 月 7 日から 7 月 13 日、印旛市郡医師会内での定点当たり 4.77 になっている。前の週の 27 週、6 月 30 日から 7 月 6 日で 4.41、ここは微増だが、その前の週 26 週、6 月 23 日から 6

月 29 日が 2.05 だったので、ここで倍になった。ただ、爆発的に増えているわけではなく、微増ということで、これから夏休みに入るのも、まず学校での感染は大丈夫だと思う。

先ほど百日ぜきの話が出て、5 類感染症なので、本来はここに載ってきてもいいのだが、前からあまり百日ぜきの報告がないため、はっきり定点幾つかというのはお話しできない。今の 4 名という、そのくらいの発生だろうと思う。テレビでは感染が多いという話で、キットで検出はできるのだが、小児科医があまり置いていないため、チェック逃れがあるかもしれない。ただ、これも夏休みになるので、学校内での感染は多くないと思う。あと目立つのは感染性胃腸炎、先週第 28 週、7 月 7 日から 7 月 13 日、定点当たり 4.36、その前の 27 週、6 月 30 日から 7 月 6 日までが 4.21。その前の週、26 週、6 月 23 日から 6 月 29 日が 5.71 だったので、多少減ったのだろうが、まだ定点当たり 4 を超えているので、注意をしていただきたい。

伝染性紅斑については、第 28 週、先週が定点当たり 2.86 で、その前の週も 2.36 なので、これも横ばいかなと、溶連菌感染症は、第 28 週、先週が 2.14 である。その前の週が 2.93 で、これも横ばいなので、特に増加が著しいとか微増しているとかというのは、ほかの感染症では問題ないかと思う。

熱中症について、感染症と違って報告があまりないかもしれないが、体調不良で考えてみると熱中症だったという事例もあるので、また夏休み前にきちっと熱中症対策を学校で指導していただければと思う。水分の摂取、寝不足、日中暑い中での活動の制限、服装、なるべく涼しい位置で休憩を入れながら運動するとか、そういう一般的な注意である。熱中症については、かかってしまうと、もうあまり方法がない。休んで点滴するとかぐらいで、かからないという予防が大事なので、再確認をしていただきたい。夏休みで気が緩むと思うので、指導をしっかりしていただければと思う。

3 議決事項

議案第 1 号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、6 月の教育委員会会議において協議いただき、その意見を踏まえて追記等を行った修正箇所について説明をする。資料は、教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書（案）に対するご意見とその対応について。

1 点目、G I G A スクール構想の推進について。報告書（案）は 15 ページ。I C T を活用したモデル授業や公開授業の実施状況や今後の対応についての意見をいただいたため、「今後の対応・課題」の欄に公開授業等を充実する旨の追記をした。

2 点目、教育懇話会の開催について。報告書（案）については 25 ページ。教育懇話会が有意義であったと回答する参加者の割合に関して、アンケート対象や方法についての意見をいただいたため、「今後の対応・課題」の欄に多くの意見を伺えるようにアンケートの配布方法を検討し、改善を図るという旨の追記をした。

3 点目、通学路の安全確保について。報告書の案は、26 ページ。スクールガードの高齢化が課題となっていることについて意見をいただいたため、「今後の対応・課題」の欄にいろいろな方に興味・関心を持ってもらえるようにという記述を追記した。

4 点目、いじめ防止対策推進事業について。報告書の（案）は 28 ページ。数的自己評価を A としていたところ、B に修正をした。こちらは表記上の誤りであり、37 ページに一覧表があるが、もともと正しい記載となっており、12 ページにある数値評価や総合評価に関する集計表には影響ない。

協議においていただいた意見と対応する修正箇所の説明は以上となる。

今後の予定だが、本日議決をいただけたら、8 月中に学識経験者の意見をいただいた上、報告書の巻末に添え、完成版の点検評価報告書として 9 月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

19 ページ、食育の推進・健やかな体の育成ということで、児童生徒の体力向上の推進という項目だが、ここだけ総合評価が C である。あとは全部 A か B ということで、質的評価は難しくて、なかなか評価が大変だなと思う。質的評価 B でもよさそうな気がするのだが、あえて C というのが、遠慮されたのかなという感じがある。これが B になれば、C がゼロということになるが、評価をされた側としてはいかがか。厳しく評価していただくのは結構なことだと思うが、意見ということで収めておいていただきたい。

《議決結果》

可決

（期日を指定して公表するもののため、これより非公開審議とする。）

議案第 2 号 令和 8 年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

内容：今年度の採択対象は、小学校、中学校、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の検定図書となる。

次に、令和 7 年度教科用図書印旛採択地区協議会選定結果について説明する。令和 8 年度使用教科用図書については、令和 7 年度教科用図書印旛採択地区協議会長から、小学校、中学校、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の選定結果についての報告があった。これは、7 月 2 日水曜日、八街市総合保健福祉センターで開催された令和 7 年度第 2 回教科用図書印旛採択地区協議会において協議された結果である。教科用図書印旛採択地区協議会においては、種目ごとに専門調査委員会の調査報告を受け、協議、選定が行われた。この選定会議には、圓城寺教育長、柴内教育委員が出席されている。

1 ページ、選定された小学校の検定図書になる。2 ページは選定された中学校検定図書、3 ページから 5 ページが選定された学校教育法附則第 9 条の

規定による一般図書、6 ページが学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、教科用図書印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について掲載されている。7 ページ、8 ページは、教科用図書印旛採択地区協議会が作成した令和8年度使用教科用図書調査報告書特別支援学級用で、今回新規となるものの抜粋となる。

1 ページについては、小学校で使用する検定図書だが、一昨年度に採択された教科用図書と同一のものが選定されている。2 ページの中学校で使用する検定図書は、昨年度に採択された教科用図書と同一のものが選定されている。令和8年度に小中学校で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、4年間は同一の教科用図書を採択することとなっている。したがって、小中学校は今年度と同一の教科用図書である。

なお、令和8年度に使用する小中学校の教科用図書については、教科用図書印旛採択地区協議会で確認されていることを報告する。

次に、学校教育法附則第9条の規定による一般図書について説明する。3 ページから5 ページになる。学校教育法附則第9条の規定による一般図書だが、新規本は4冊が選定されている。6 ページ。昨年度より継続となる15冊が除外本となっている。専門調査委員会調査員からは、選定された各種目の教科用図書の主な特色として、次のような報告をいただいているので、紹介する。

これらの図書については、本日佐倉市として採択する図書として審議いただくものである。資料の3 ページに国語、4 ページに算数・数学、生活・社会、5 ページ、職業・家庭、図工・美術、外国語、保健・体育、6 ページに今年度の選定から除外された図書がある。この場では、昨年度採択された図書についての内容に変更等がないので、説明を割愛する。

本年度新規に採用された4冊の図書についてのみ、専門調査員の資料を基に簡潔に説明する。1冊目は、算数・数学の「さわって学べる算数図鑑」。7 ページの調査報告書の抜粋。内容は、日常生活で使われる量や形を取り上げ、算数の基礎的な概念と結びつけられるよう工夫されている。組織・配列や表現は、小学校で学ぶ数量や図形に関する基礎的な内容について操作しながら問題を解いていくことが学習できるようになっており、100 以上のしかけから算数の基礎的な概念を視覚と体感で理解しやすいようになっている。

2冊目も算数・数学で、「スキンシップ絵本 かずのえほん」となる。同7 ページの調査報告書の抜粋。内容は、人や物を数えたり果物の大きさを比較したりする等、日常の生活場面で生かせる内容となっている。組織・配列や表現は、数を数えるページ、考えるページと発達段階に応じてどこからでも取り組める構成であるとともに、数字が大きく表記され、指でなぞることができるようになっている。

3冊目は、生活・社会の「絵でわかるこどものせいかつずかん みのまわりのきほん」。8 ページの調査報告書の抜粋。内容は、子どもの日常生活での基本動作をイラスト、文で分かりやすく説明されている。組織・配列や表現は、毎日の生活習慣を身につけられるように、朝起きてから寝るまでの動作

が場面ごとに配列されており、文字が全て平仮名で書かれている。

4冊目は、保健体育の「改訂新版 くらしに役立つ保健体育」。同8ページの調査報告書の抜粋。内容は運動やスポーツの多様性について触れ、生涯スポーツにつながるようになっている。組織や配列や表現は、学習の進め方に基づいて配列されており、見通しを持って学ぶことができるようになっている。

採択するものとして審議いただきたい新規本は全4冊である。

続いて、令和8年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち、教科用図書印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について。今年度新たに選定から外れた図書はない。今年度除外された図書15冊についての内容は、昨年度と変更等がないので、説明を割愛する。

ここで、改めて確認をする。令和8年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書については、前半に説明した新規図書4冊を含め、3ページから5ページに掲載されている一般図書を採択するものとなる。また、6ページの除外図書15冊については、それぞれの図書の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現が使用されており、学習で扱うことは適切でないことが挙げられている。教科用図書印旛採択地区協議会の選定からは外れているので、本市の学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択においても、この15冊は採択しないものとして審議いただきたい。

令和8年度に使用される学校教育法附則第9条の規定による一般図書についての報告は以上となる。

この教科用図書等の選定結果については、教科用図書印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言